

議案第3号

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿登載要領の一部改正について

提案理由

鳥取県における事務決裁区分の見直し、事務手続の簡素化との均衡に鑑み、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿登載要領に定める申請書（様式）の変更を行うことが適当と認められます。

ついては、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿登載要領の一部改正について本委員会の議決を求めます。

○改正内容

- 1 申請書の宛名を「鳥取県福祉保健部長」から「鳥取県ささえあい福祉局福祉監査指導課長」に改める。
- 2 申請者の押印を省略する。

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修 修了者名簿登載要領（抜粋） (名簿登載の申込み)

第4条 名簿登載の申込みは、申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して行う。

(1)・(2) 略

(名簿更新申込み)

第7条 名簿の更新申込みについては、申請書（様式第3号）に、第5条第3項の名簿登載期間が満了する日の1月前までに次に掲げる書類を添付して行う。

(1)・(2) 略

(名簿からの削除)

第9条 県は、名簿に登載した評価調査者が、次に掲げる各号に該当する場合には、名簿から削除する。

(1) 削除申請書（様式第2号）により、削除の申し出があった場合

(2) 略

2 略

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、名簿登載を行うに当たり必要な事項は、鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会の審議を経て、県が決定する。